

# ランケと 1848/49 年ドイツ革命

——エトヴィーン・フォン・マントイフェル宛ての意見書を中心に——

佐藤 真 一

## I はじめに——革命の年 1848 年

1848 年はヨーロッパにおける革命の年である。2 月 22 日パリでは民衆の蜂起が生じ、国王ルイ・フィリップは退位し、25 日、第二共和政が樹立された。フランスの「二月革命」の余波はドイツ連邦諸邦にも及び、3 月 13 日にはウィーンで暴動がおこり、3 月 18 日にはベルリンでも市街戦が生じ、「三月革命」が勃発した。これによりナポレオン戦争後の保守的なウィーン体制は崩壊する<sup>1)</sup>。

この激動の時代に、プロイセン国王フリードリヒ・ヴィルヘルム 4 世 (1795-1861, 在位 1840-61) は、側近の侍従武官エトヴィーン・フォン・マントイフェル (Edwin von Manteuffel 1809-1885)<sup>2)</sup> を介して、革命への対応と今後の進路について尊敬するベルリン大学教授ランケ (Leopold Ranke 1795-1886) から助言を求めた<sup>3)</sup>。仲介役のマントイフェルはゲルラッハ兄弟、フォス、ラードヴィッツ (Joseph Maria von Radowitz 1797-1853) 等とともに国王の保守的な側近グループを形成していたが、このうちラードヴィッツはプロイセン主導のドイツ統一を追求したことにより、他の側近たちと立場を異にすることに

注1) 「三月革命」については、シュターデルマン『1848 年ドイツ革命史』大内宏一訳、創文社、1978 年、参照。保守的なウィーン体制の一角を掘り崩すことになったフランス七月革命後の『歴史政治雑誌』に載せたランケの論考、書簡、回顧に見られる革命に対する見解については、佐藤真一「ランケとフランス七月革命」、『国立音楽大学研究紀要』第 45 集、2011 年、1 - 11 頁、参照。

2) ランケはマントイフェル夫人の追悼文で、彼女がまだ無名の騎兵大尉であったマントイフェルと婚約した時期について記している。「当時すでに私はマントイフェルと知り合っていた。彼は私の現代史の講義を聴き、すでに革命運動の兆しを見て取った活発な青年だけが抱きうるような賛同を示してくれた。彼はアルプレヒト王子に私を紹介してくれ、それ以後数年にわたり王子ときわめて親しい交流が続いた」(Ranke, Hertha v. Manteuffel, 15. November 1879 Mittags, in: Ranke, *Sämtliche Werke* (以下、SW と略記する)、Bd. 53/54, Leipzig 1890, S.634)。ベルリン大学におけるランケの講義の受講者名簿には、マントイフェルの名前は見出されない (Gunter Berg, *Leopold von Ranke als akademischer Lehrer. Studien zu seinen Vorlesungen und seinem Geschichtsdenken*, Göttingen 1968, S233)。したがって正規の受講登録者ではなかったのであろう。またランケは「現代史」の講義を 1841/42 年の冬学期、1844/45 年の冬学期、1847/48 年の冬学期に行っている (A.a.O., S.244)。マントイフェルがアルプレヒト王子の副官となるのは 1843 年である。それらを考慮に入れると、マントイフェルは、おそらく 1844/45 年の冬学期にランケの講義を聴講したのではないだろうか。ランケは最晩年に親しい友の死を悼んで、「マントイフェルはこの世界の誰よりも私の諸著作に対する理解を、より大きな精神的共感を示してくれた」と述べている (Ranke, *Manteuffels Tod*, 17. Juni 1885 in Karlsbad, in: SW 53/54, S.653)。

3) ランケは 1827 年秋から 1831 年 3 月まで 3 年半に及ぶウィーンおよびイタリア諸都市滞在の研究旅行の途上、1828 年冬ヴェネチアのサン・マルコ図書館で、プロイセン王太子と初めて出会った (Ranke an den Kronprinzen Friedrich Wilhelm von Preußen vom 29. August 1831, in: Ranke, *Neue Briefe*, Hamburg 1949, S.158)。

なる。

一方、ランケは1841年にフリードリヒ・ヴィルヘルム4世の意向によって<sup>4)</sup>プロイセン国修史官に任ぜられており、すでに主著の『ローマ教皇史』(1834-36)および『宗教改革時代のドイツ史』(1839-47)の公刊をへて<sup>5)</sup>、『プロイセン史、9書』(1847-48)をまさに書き終えたところであった。このプロイセン史は、修史官としての任務に応える著作であった。

そのランケが、時代を把握し今後のプロイセンの方向を展望するための助言を求められたのである。こうした要望に応じて、ランケは8通の意見書をマントイフェルに手渡した<sup>6)</sup>。それらは1848年5月半ばから1851年1月に執筆されたものであった。これら意見書はランケの遺稿のなかに見出され、ドーヴェによってランケ全集の第49/50巻(1887年)に収録された<sup>7)</sup>。各意見書の執筆時期は次のとおりである。  
① 1848年5月半ば。② 1848年7月初め。③ 1848年10月末<sup>8)</sup>。④ 草稿。1848年12月5日(公表を念頭に)。⑤ 1849年3月末。⑥ (マントイフェル宛の書簡) 1850年9月初め。⑦ オルミュッツ 1850年。  
⑧ 1851年1月。

本稿ではこれらの意見書を中心に、19世紀半ば、革命と反革命が交錯するなかでランケがどのように事態の進展をとらえ、今後プロイセンがドイツおよびヨーロッパとの関係で、いかなる方向に進むべきであると考えていたかを考察する。

## II 三月革命の勃発と意見書

1848年3月18日、革命の波がベルリンにも及ぶ。すでにウィーンに革命が生じメッテルニヒが失脚したことが知れ渡ると、3月17日プロイセン王は勅書で完全な言論の自由と憲法制定を約束する準備をした。こうした譲歩は確かに状況を和らげたが、翌18日予告された大規模なデモはそれにもかかわらず阻止されなかった。その日1万人の民衆が王宮前に押し寄せ、国王は勅書を読み上げ、内務大臣は法改正を告知し、群衆は歓呼の声を上げた。事態は収束に向かうように見えた。しかしその間に歩兵隊

4) ランケはこの修史官就任が、自分の志願によるものではなく、「国王の考えに由来するものである」と大学時代以来の友シュテンツェルに書いている(Ranke an Gustav Adolf Stenzel vom 3. August 1841, in: Ranke, *Das Briefwerk*, Hamburg 1949, S.310.)

5) 『ローマ教皇史』については、佐藤真一「ランケにおける対立と融和——近代歴史学とウルトラモンタニスムス——」、森原隆編『ヨーロッパ政治文化史。統合・分裂・戦争』成文堂、2018年、111 - 129頁。『宗教改革時代のドイツ史』については、佐藤真一「『近代歴史学の父』ランケと『宗教改革時代のドイツ史』」、ランケ『宗教改革時代のドイツ史Ⅰ』渡辺茂訳、中央公論新社、2015年、1 - 20頁を参照。

6) Ranke, *Politische Denkschriften aus den Jahren 1848-1851. Bestimmt für König Friedrich Wilhelm IV. gerichtet an dessen Flügeladjutanten Edwin Freiherrn von Manteuffel* (以下、Denkschriftと略記する), in: Leopold von Ranke, *SW*, Bd. 49/50, Leipzig 1887, S.585-623. これらの意見書に関しては、村岡哲『レーオポルト・フォン・ランケ』創文社、1983年、202 - 207頁、Wilhelm Mommsen, *Stein · Ranke · Bismarck. Ein Beitrag zur politischen und sozialen Bewegung des 19. Jahrhunderts*, München 1954, S.146-159. を参照。比較的新しい文献では、Eckart Conze, Leopold von Ranke's politische Denkschriften 1848 bis 1851, in: *Historische Mitteilungen*. Im Auftrage der Ranke-Gesellschaft herausgegeben von J. Elvert und M. Salewski, Bd.14, 2001, S.24-37. を参照。

7) Alfred Dove, Vorrede, in: Ranke, *SW*, Bd.49/50, S.XIII.

8) 第3意見書の執筆時期については、後述のように議論がある。

が集結してきた。「軍隊よ、帰れ！」デモ参加者は叫んだ。騎兵中隊の竜騎兵は進軍し、混乱が生じた。騒音と叫び声のなか、予期せぬことに 2 発の銃声がとどろいた。今や革命が勃発した。ベルリン市民は激しく抗議した。馬車は押し倒され、街路は通行不能にされた。軍隊は街路のバリケードに向けて発砲した。革命家たちは進軍する歩兵隊に向けて石を浴びせかけた。兵士たちは無差別に暴力をもって応じた。銃弾はランケのルーゼン通りの住まいをも襲った。一晩のうちに 400 人が亡くなり、そのうち 300 人はデモ参加者であった。国王は屈服する。3 月 19 日早朝、国王は「わが愛するベルリン市民に告ぐ」という声明を出し、それに続いて正午に、軍隊はポツダムに撤退した。フリードリヒ・ヴィルヘルム 4 世は死者を悼み、皆の前で脱帽した。3 月 29 日には自由主義的なカンプハウゼン内閣が発足し、国王は外に向かっては国民議会の召集を歓迎し、国内に向けては軍隊の忠誠を確保した<sup>9)</sup>。

1848 年 5 月 22 日、ベルリンで憲法制定のためプロイセン国民議会が開会される。他方これと並行して、5 月 18 日、フランクフルトのパウロ教会で全ドイツのための憲法制定を目指すドイツ国民議会が開催されることになる。

さて、3 月 18 日の事件は、フリードリヒ・ヴィルヘルム 4 世にたいしてばかりでなく、ランケにも衝撃を与えた。ベルリンでの革命勃発から 5 日後、ファルンハーゲンは革命に狼狽しているランケについて書いている。「ランケはすっかり気が狂ったようになり、悲嘆に暮れて怒り狂い、全てが、しかも永遠に失われたものとみなし、教養世界の完全な没落と荒々しい暴力の野蛮を信じている。そのようなことはまだ一度も存在しなかった、と言うのだ<sup>10)</sup>」。

このように革命によって大きな動揺を感じているランケだが、その意見書においては努めて冷静に事態の推移を考察しようとしている。

「目下の状況を把握するためには、最近の過去を理解しなければならない<sup>11)</sup>」。1848 年 5 月半ばに執筆された第 1 覚書は冒頭でこのように記している。事柄を歴史的に考察しようとするランケに特徴的な姿勢である。その考察によれば、フランス議会の少数派が多数派の決議にもはや従おうとせず、国民軍が改革を叫んだとき、互いに争う権力の中央に第 3 の要素が生じた。それは主に、あらゆる国民の亡命者、内外の手工業者と若干の文士たちの結束からなっていた。この結びつきは七月王政と同盟を結んだ第三身分とすでに久しく闘い、共和制に対する反感を取り除いていた。こうして共和制の宣言がなされた。これを通じて生じたヨーロッパに広くおよんだ動揺は、まず南ドイツの自由主義の活動を呼び起こした。自由主義は国家機関の不都合を覆し、共和制という語がかつての危険を想起させたので、ただち

<sup>9)</sup> Dominik Juhnke, *Leopold Ranke. Biografie eines Geschichtsbesessenen*, Berlin 2015, S.113 f.

<sup>10)</sup> A.a.O., S.115 より引用。ランケの最初の書物を高く評価し、ベルリン時代の初期には親しい間柄となったファルンハーゲンであったが、この時期にはランケに批判的になっている。ファルンハーゲンについては、佐藤真一「ランケとファルンハーゲン夫妻——ベルリンのサロンでの交流——」、森原隆編『ヨーロッパ・「共生」の政治文化史』成文堂、2013 年、106 - 125 頁、参照。

なお、5 か月ほど経った 8 月 11 日付の、弟ハインリヒ宛の手紙でも、ランケはかなり感情的な表現で、革命について記している。「ここベルリンでは、今なお引き続き騒然とし、混乱のなかにいます。どのようにして神を恐れぬ転覆から秩序が生じうるのでしょうか。…いかにすべてが赤い共和制の憤激によって移し変えられていることでしょう」(Ranke an Heinrich Ranke von 11. August 1848, in: Ranke, *Das Briefwerk*, S.339.)

<sup>11)</sup> Denkschrift, S.587.

にドイツの統一という偉大な理念を受容した。このドイツ統一理念を自由主義は自らの諸原則に基礎づけようとした。フランスにおいてまさに打倒された体制、すなわち立憲制をドイツでは可能な限り広く打ち立てようとした<sup>12)</sup>。この体制は外国からのあらゆる非難を退け、国内のあらゆる混乱を抑えこむ役割を果たすべきものと思われた。

さてランケによれば、プロイセンは、まさに最も活発にドイツの連邦体制の刷新に携わっていた。これに付け加わったのは、連合州議会の審議がこれまで困惑だけを引き起こし、この州議会の内部で自由主義の原理が宣言されたほかはドイツとの結びつきに何の貢献もしなかったことである。広まりゆく世界的運動に直面して、完全に自由主義の軌道に乗せ、それによって今なお西南ドイツから分かついかなる隔てをも打ち砕き、外国に対する防御の先頭に進み出るという考えが登場したのは当然である<sup>13)</sup>。

いまだ古い立場を維持しようとするウィーンも改革に傾いたベルリンも、パリの共和派の考えによれば全く同じであった<sup>14)</sup>。二つの場所で国内の不満がこの考えを受け入れた。ウィーンで共和派の考えが成功を収めるや、それは直ちにベルリンに襲いかかった。3月18日の事件が遂行された刺激、指導、そして部分的に手段は、外から来たことを誰もが知っている。攻撃は武器の力によって勝利を収めたと言うことはできないが、攻撃は続いた。

さてここで、有利な立場にあるのは立憲制原理か、それとも共和制原理であるかは、まだ疑わしい、とランケは状況の流動性に注目する。新たに任命された内閣は疑いなく前者に属し、ひとつの選挙法を採用した。その選挙法は他にたいして最強の同盟者を生み出した。手工業者や日雇い労働者は都市であれ農村であれ、突然、思いもよらず国家権力に関与することになった。それゆえ、彼らは極端な見解に与することによって、抑圧されていると感じていたすべてのからの解放を希望した。

このために、立憲制原理にたいし、自由主義的傾向は自己矛盾に陥ることになった。大臣たちは立憲的であるが、彼らの選挙法は急進主義を助長することになる。彼らの最終的な方策は、州議会以来、彼らの最初の方策でもあったが、その方策は共和制を促進するものである。すでに労働者から分離した市民たちのなかに、古い妄想の再生によってふたたび労働者たちとの共感を生み出す限りで、それが生じるのである。プロイセンの状況はそのことによって、立憲制の理念がまだ決して独占支配に至っておらず、古プロイセンの名前と国家がまだ極めて篤い支持者を得ているだけに、一層混乱させるものとなっているのである。以上のように述べて、ランケは当時3つの世界が対峙していると指摘する。「すなわち、抑制され、内部において衰弱しているが決して打ち負かされていない古い国家の世界。それにもかかわらずようやく代表機関を得ようとしている立憲的世界。無産者の欲求を闘争に呼びかけ、精力的な人々に導かれ、すべてを敢行しようとする決心している急進的世界である<sup>15)</sup>」。

こうしてランケはベルリンの革命の由来をフランスの二月革命からたどり、特に立憲制の現状を考察

12) A.a.O., S.587 f.

13) A.a.O., S.588.

14) A.a.O.

15) A.a.O., S.589.

している。

ところで、こうした第 1 意見書がフリードリヒ・ヴィルヘルム 4 世に与えた感銘について、ランケはマントイフェルの言葉を通じて伝えている。「私はいくつかの小論考を執筆したり、口述筆記させたりした。それらをマントイフェルは国王に見せた。それらの論考の最初のもの (1848 年 5 月) [第 1 意見書——筆者] について友人が何度も語ってくれたところによると、その論考が国王にきわめて深い印象を与え、当時の国民議会の決議に抵抗しなければならないという国王の確信をつよめたのである<sup>16)</sup>」。

さてこの意見書が執筆された数日後の 5 月 18 日には、フランクフルト国民議会が開会され、5 月 22 日にはプロイセン国民議会がベルリンで開会された。一方、オーストリアで保守勢力の反撃が始まったように、ベルリンでも兵器庫襲撃事件 (6 月半ば) を機に反革命の勢いが増してきた。

1848 年 7 月初めに執筆された第 2 意見書はこうした背景のなかで、第 1 意見書よりもさらに時代をさかのぼって革命を歴史的に考察している。すなわち、ナポレオンの没落後に歴史的ヨーロッパが復古によって再建されたが、その秩序を再び打倒する 3 つの試みをランケは展望する。

その第 1 の試みは、1820 年に生じた。当時いたるところで不穏な空気が渦巻いていた。動揺を引き起こす運動が勃発したのはイタリアやスペインにおいてであった。ひとたび刺激を受けた勢力の闘いは大きな結果をもたらし、ギリシアの解放に大きく貢献した<sup>17)</sup>。

革命精神の第 2 の試み (1830 年) は第 1 のものよりはるかに強力であった。攻撃は古いブルボン王家に向けられた。シャルル 10 世が敵対する者の強さをわきまえず、絶えず挑発しただけであったのは不幸であった。七月革命の市街戦は彼の王位を覆すのに十分であった。さらに類似の運動が生じた。ポーランドはロシアに反乱を起こし、そのことによって東欧は大混乱に陥った。同時期にイタリアでは運動が活発化し、スイスでは反乱が生じた。オランダ連合王国は対立する二つの王国に分裂した (ベルギーの独立)。ドイツの小邦は多かれ少なかれ変容した。ヨーロッパのすべての国家のうちでオーストリアとプロイセンだけがこの運動によってぐらつかなかった。イギリスは自らのうちに救済手段を見出したが、推し進められた議会改革は期待されたような成果をもたらさなかった。新たに王位についた人物は、さらに進展する運動と闘わねばならなかった<sup>18)</sup>。

第 3 は、ランケが「我々の時代の出来事」と呼ぶものであり、ルイ・フィリップをこうした諸要素が予期せぬ蜂起によって打倒したのである。彼の没落についてどういう判断がなされようと、革命運動がそれによって新しい計り知れない勝利を収めたことは確実である。とりわけ革命運動は、1830 年にそれに屈しなかったドイツの 2 大国を根底から揺るがし、あらゆる対外活動を控えさせるばかりでなく、国内では転覆へと導くことにも成功した。ポーランドでも、イタリアでも蜂起が生じ、ドイツでは革命運動は何をもってしてもはや阻止されなかった。中欧全体が無政府状態、もしくはそれに類する状態に陥った。広く展望してみるならば、かつてナポレオンが征服した全地域が革命的痙攣に襲われている

<sup>16)</sup> Ranke, Hertha v. Manteuffel, in: SW 53/54, S.634 f.

<sup>17)</sup> Denkschrift, S.589.

<sup>18)</sup> A.a.O., S.590.

のがわかる。1792年から1812年のフランス人の勝利と、1818年から1848年の彼らの理念の進歩とを比べてみることができるであろう<sup>19)</sup>。このようにランケは1820年以降の革命の動きを歴史的に展望するのである。

イギリスとロシアは持ちこたえるであろう。しかし、混乱を終わらせるためにイギリスやロシアの援助を求めないことが望ましい。住民の利害と結びついた「健全な王国の母国」であるここプロイセンでは、無政府状態と自主的に賢明に力強く闘うために、たとえ幾分修正された形態においてであれ、そのような王国を再建する試みがなされなければならないであろう。ここから「熟慮されよく準備された復古」は出発しなければならないだろう<sup>20)</sup>。これがランケの時代判断であった。

### Ⅲ 立憲制の受容および「プロイセンとドイツ」

6月以降反革命が進展し、11月1日には、保守的なブランデンブルク伯の内閣が成立するなかで、今後のプロイセンの進路への具体的指針を示す第3の意見書が作成された。この第3の意見書の日付はドーヴェの編纂した著作集49・50巻では「1848年10月末」とされているが、ランケの助手のヴィーデマンが「11月初め」と指摘していらい議論がある<sup>21)</sup>。ここでは一応、マイネッケに従い「11月15日の直後」としておく。この意見書でランケは、身分制的君主制への逆戻りを思いとどまらせ、時代思潮への譲歩を示唆する。その意味で、これは重要な文書である。

第3意見書においてまず取り上げられるのは、時代の潮流となっており、すでに第1意見書においてすでに言及されていた立憲体制は、推奨されうるかという実際的な問題である。これが第1の問いである。ランケはプロイセンの国内事情に照らしてこれを肯定し、その理由を2つ挙げる。まず、かつての堅固なプロイセンの官僚制がもはや存在しないことであり、ついで、国家生活をもっぱら立憲的形態において考える習慣が定着していることである<sup>22)</sup>。連合州議会において国王大権の反対者だけではなく、その擁護者自身もいわば無意識のうちに立憲的に振舞ったのである。西南ドイツ諸邦国では立憲制はただちに最初の形態で植えつけられ、しかも合法的な自由の事柄としてであった。立憲制は根づいた。小規模政府の専横にたいする唯一の防壁を提供したからである。バイエルンにおいてさえ、プロテスタンティズムはその権利を維持するにあたって立憲制の形態のおかげを被っている。立憲制は取り消すこと

<sup>19)</sup> A.a.O., S.590 f.

<sup>20)</sup> A.a.O., S.591.

<sup>21)</sup> Theodor Wiedemann, *Sechzehn Jahre in der Werkstatt Leopold von Ranke's. Ein Beitrag zur Geschichte seiner letzten Lebensjahre*, *Deutsche Revue*, Bd.17, 1892, Bd.2, S.238. すなわち、第3意見書は11月初めの出来事に言及しているというのがその理由である。ヘルモルトはこれに従い (Hans F. Helmolt, *Leopold Ranke's Leben und Wirken*. Nach den Quellen dargestellt, S.195 Anm.), マイネッケは「11月15日の直後」とする (F. Meinecke, *Weltbürgertum und Nationalstaat*, 7. Auflage, in: *Meinecke Werke*, Bd.IV, München 1963, S.386 Anm. マイネッケ『世界市民主義と国民国家』II, 矢田俊隆訳, 岩波書店, 1972年, 144頁)。初版 (Meinecke, *Weltbürgertum und Nationalstaat*, München und Berlin 1908, S.426 f.) 以後、マイネッケはディーター (O. Diether, *Leopold von Ranke als Politiker*, Leipzig 1911, S.344-347 Anm.) との論争をへて、自説を少し修正しようとした日付の推定に至った。

<sup>22)</sup> *Denkschrift*, S.592.

も無視することもできない<sup>23)</sup>。

このように指摘するランケにおいて注目されることは、彼が立憲制はもはや無視しえない体制であり、受け入れざるを得ない時代の必然性であることを明確にしていることである。このことは、フリードリヒ 4 世を取り巻く側近グループの見解との相違を示すことになった。そして立憲制を評価することは、プロイセンとドイツとの関係に深く関連することになった。

第 2 の問いは、「プロイセンとドイツの関係一般はいかに考えられるべきか」である。ランケによれば、新たなプロイセンはフリードリヒ大王時代の古いプロイセンとは異なる。立憲国家は古い官僚国家とは異なる準備をしなければならない。解放戦争で見られた高揚はプロイセン感情ばかりでなくドイツ感情を呼び起こし、それ以来人々は絶えずそれを想起した。ドイツとの一体化、とくにドイツ関税同盟の創設にあたって莫大な犠牲が支払われた。プロイセンの権力およびヨーロッパにおける意義の一部もドイツと関連している。再び後退することはできないし、関与しないでもできない。今や、問いはこうだ。プロイセンは今この時に、帝位を受諾してはならないのか、受諾すべきでないのか。

その際、帝位を革命的傾向を備えた無制限の権力と理解するならば、そのような権力の受け入れは自国の権力の基礎を破壊するであろう。しかしランケはここで帝位 (Kaiserthum) とフランスの帝位 (empire) を区別する。すなわち、ドイツの帝位はその本質上保守的である。常にそうであったし、今後もそうである。ドイツの最高権力が共和制的転覆への移行をなそうとしないなら、個別諸邦の独立とドイツ諸侯位概念を承認することを決断しなければならない<sup>24)</sup>。

より強力な権力の穏健で、諸侯によって承認され、国民によって歓迎された影響は、もっぱら無政府状態を阻止することができ、確固とした秩序の回復に至ることができる。しかしそれゆえにまた、そのような影響を及ぼしうるために、プロイセンは憲法の観念を理解しなければならない。立憲制はただ偏愛も憎悪ももたずに判断されなければならない<sup>25)</sup>。

第 3 の問いは、「憲法において何が避けられなければならないか」である。ランケは憲法闘争の経過を示しながら指摘する。人民主権論はなるほど打ち立てられてはいたが、決して浸透することはなかった。革命と称される 1688 年のイギリスにおける王位交代 (名誉革命) の際に、数人の法学者が王位を原初契約から導き出そうとした。しかし人々はジェームズ 2 世の解任によって処理されたにすぎず、王女 (メアリ 2 世) に相続権によって移行するという原則を堅持した。人民主権の理念は真っ先にアメリカで植民地が国王と議会に反抗したとき実現し、共和制の基礎となった。ヨーロッパの模倣本能は人が

23) A.a.O. バイエルン王に即位した (3 月 20 日) 直後のマクシミリアン 2 世に宛てた 1848 年 3 月 25 日付の書簡において、ランケがすでに立憲君主制を支持していることは注目に値する。「ヨーロッパの大地が揺れ動き、崇高なものが崩れ落ち、あるいはその根底が震え出している最中に、国王陛下のご即位の知らせが響き渡ります。嵐の只中で権力の座に就かれることは何というめぐりあわせでしょう！ 人類の今後の発展にとって欠かさない事態の全秩序が無政府主義的な権力によって脅かされています。他のいかなる危険も、この危険を前にしては物の数ではありません。立憲君主制には、この危険を追い払い除去する多大の任務があると確信いたします」。第 1、第 2 意見書では、歴史的展望を示していたが、この書簡や第 3 意見書では明確に立憲制に対する賛同が述べられている。(Ranke an König Maximilian II. von Bayern vom 25. März 1848, in: Ranke, *Neue Briefe*, S.329.)

24) A.a.O., S.593.

25) A.a.O., S.594.

最初の嵐の際にこの理念を受け入れさせたが、しかしながら徹底することはなかった。またその際王位を堅持しうることを納得した。自らイギリスのやり方に倣って非常に限定された穏和な王位と革命的立憲的王位との間の重要な相違は、後者では人民の意志の発露として現れ、前者では本来の本源的、根源的なものとして現れることにある。人民の意志は移り変わるもので、近代の憲法制度には不安定なもの、虚偽のものがある。近代の憲法制度は当然の共和制的傾向をそなえ、国家が一層容易に存続しうるといふ理由だけで王位を保持している。しかしごく最近、人民概念が社会的傾向になったので、すべてが危うくなり、ある者はすべてを恐れ、ある者はすべてを期待する。したがって人民主権という概念が新たな憲法から排除されたままであるのは、あくまでやむを得ないことである<sup>26)</sup>。

第4の問いは、「この人民主権の概念はしかしプロイセンにおいてすでに合法とされていないだろうか」であり、これにランケは否と答える。彼によれば、プロイセン国民議会は人民主権の概念を普及させることに努めた。議会の考えによれば、議会は革命の地盤に立ち——このことは革命運動の嵐のなかで選挙が指示され、実施された限りで正当である——、革命に逆らって旧状の合法性に固執した内閣を倒した。議会は自らを主権を有する国民の代表とみなし、その決議は人民の意志の表現であって、それゆえいかなる反論にも煩わされないものとみなした。この概念が今や議会によって提議され採択された多数の法律の制定に大いに影響を及ぼしたことは疑いないところである。しかしますます完全にこの概念は適用されるべきであったし、それからもっと広い展望を社会的関連においても開いたので、この概念は大衆の支持を得ることになった。しかしなお、期待されたほどではなかった。憲法の取り決めが問題になっているかぎり、人民主権の理念はまだ支配的ではない<sup>27)</sup>。

第5は、確固とした憲法の主要条件についての問いである。この点でランケが強調するのは、普通投票＝選挙権が廃止されなければならないということである。そのようなものがイギリスで認可されるなら、国の憲法は一日として存続しないであろう。労働者やアイルランド人は政府を意のままにするであろう。アメリカにおいてすら余すところなく実現されているわけではない。支配階級にだけ平等は通用する。幸いにも多くの大衆は本来政治的関心を持ってはいない。彼らは境遇の改善を求め、とりわけ生計が確保されることを望む<sup>28)</sup>。ここにはランケの保守的な政治意識が現れている。

#### IV 欽定憲法に添えるべき国王の宣言草稿

さて、憲法制定の任務を帯びたプロイセン国民議会は、1848年6月以降、反革命が進行する中で、11月9日、国王の命令により休会を宣言され、11月27日にはブランデンブルクに移転させられる。さらに12月5日にはフリードリヒ・ヴィルヘルム4世は国民議회를解散し、プロイセン欽定憲法を制定する(1850年1月31日、発効)。この欽定憲法の起草にあたって、ランケ自身がこれに参加を求めら

<sup>26)</sup> A.a.O., S.595.

<sup>27)</sup> A.a.O.

<sup>28)</sup> A.a.O., S.597.



れたのであった。すでにふれたように、第 3 意見書は側近グループの立場とは距離を置き、むしろかつて側近グループに属しつつ、政治的立場でそこから離反しつつあったラドヴィッツに接近するものであった。しかしそれにもかかわらず、このことはランケの第 3 意見書が国王とその側近グループにとって必ずしも否定的なものとは映らなかったことを意味する。しかしランケは欽定憲法の起草への関与を固辞した。それにもかかわらず、ランケはこの欽定憲法に添える王の宣言の草稿を書き残したのである。草稿の内容は次のようなものであった。

「忠実な我が臣民がここ数か月にわたって避けられないものとして予測し、しばしば要求してきたものを、我々は今やこれ以上延期することはできない。制限選挙法に従って議会が設立された。その議会から我々は憲法の制定を期待した。その憲法は我らの祖国の偉大さと権力、国内の繁栄と自由を末永く不動のものとするべきであった。この議会の活動が正反対なものになったことは周知の事実である。すなわち、国内秩序の解体、一般的な福利の停滞、我らの威信の失墜、プロイセンの名声にたいする誹謗がもたらされたのである。このことが議会多数派の意向によってなされたのであれば、一般的無法状態がこの国を明らかに崩壊させたことであろう。手遅れにならないうちに、我々はこれに反対した。しかし合法的な状態に引き戻すために、我々もやむなく積極的な措置を講じざるをえなくなる。我々は職務を全うしなかったこの議회를解散し、我々が議会と協定することを意図したことだけを我々のために定めることに取りかかる。かなり堅固な状態を確立するために、我々は我らが臣民の願いを一般に満足させると確信する憲法を發布する。その際、新たな犠牲を求めざるを得ないことは痛ましい。犠牲を課せられた人々は、我々にも犠牲が課されていることを考慮してほしい。時代の嵐のなかで極度に危険にさらされている我らが臣民の安寧は、我々にとってすべてにまさるものでなければならない。我々が臣民と憲法に関して協定する約束をしたならば、我々はこれを撤回しない。我々によって制定された憲法のどの条項も、新たな議会による修正に委ねられるべきである。我々は最近、我らの臣民の定評のある忠誠について数多くの新しい証拠を受け取った。この忠誠にたいして、我々は以下のことを望む。臣民が我らの意図の純粹さを認識し、賢明で穏健な、祖国に忠実な男性諸君の選挙によって我らの信頼を受け入れてくれることを<sup>29)</sup>」。

この草稿が用いられることはなかったが、注目されてよい。なぜなら、これは国王の意向を体しての文面であったが、同時にランケ自身のこの時期の見解が反映されていたとみることができるからである。プロイセン国民議会の憲法制定事業への批判と欽定憲法の必然性が示されているのである。

## V フランクフルト国民議会の決定にたいして

1849 年 3 月 27 日、フランクフルト国民議会はドイツ帝国憲法を議決し、28 日にはプロイセン王フリードリヒ・ヴィルヘルム 4 世をドイツ皇帝に選出した。その直後 (3 月末)、ランケは第 5 意見書を

<sup>29)</sup> A.a.O., S.598 f.

作成し、ドイツにおけるプロイセンの役割について考察する。ベルリンにおいて反革命が勝利を収めていたことがこれを一層促した。ランケによればフランクフルト憲法は「黒、赤、白、黄のモザイク<sup>30)</sup>」であった。世襲皇帝権と普通選挙権が並存しているといった、様々な党派の寄せ集めのような妥協的性格があるのであった。すでに触れたように、ランケは立憲制を容認するようになっていた。「立憲体制は、自らの存続のために、自己の権力を装備した独立の君主を必要とすることは、1848年の大きな教訓である<sup>31)</sup>」。この条件を満たす唯一のドイツの君主は、プロイセン国王である。フランクフルト国民議会は祖国のすべての地方から反乱の鎮静化のために集合し、秩序の維持のために大いに貢献した。その議会在この君主に帝冠を提供する。プロイセン国王は今なお神の恩寵の力をそなえ、最大の軍隊の頂点に立ち、自由な決断によって受領も拒否もできるのである<sup>32)</sup>。

ここでランケは強調する。「国民議会によって提供され、法的な有効性に乏しい帝位は、諸君主に委ねられたなら、はるかに正当な根拠を受け取ることになる<sup>33)</sup>」。国民議会の決議は、多数派の提案に過ぎない。「新しい憲法においては、人民主権のドグマを含んでいるものはすべて避けられなければならないだろう<sup>34)</sup>」。破壊的努力を阻み、急進主義の暴政にたいして一般的な自由を擁護するために帝制が定められているのである。君主たちがひとりの元首に従い、国民の健全な部分と一致して内外の敵との戦いのため共同の働きをなすことを、ランケは望むのである。

ところでランケは、プロイセンの帝位にたいする外国の抵抗を予想している。ナポレオン戦争後、フランスと対仏同盟諸国との間に結ばれた1814年5月のパリ講和条約では、プロイセン・ドイツの皇帝権はまったく問題になっていなかったからである。したがって名称が考慮されなければならない。「ドイツ人の皇帝」という称号はあまりに遠大であり、「ドイツ王」では、すでにドイツに4人の王が存在し、「上級王」では不快な響きがある。事柄に適っているのは、「ドイツ連邦の元首」であろうが、これは精彩を欠き、味気なく響くので、「皇帝」という称号を用いざるをえない。結局、「ドイツ連邦国家皇帝」、あるいはよりよく「ドイツ連邦国家における皇帝」を提案する<sup>35)</sup>。

さて、ランケはさらに論述を続ける。「ふたたび古き連邦議会に戻ることはできない。今日の嵐には今日の機関をもって立ち向かわねばならない。今やオーストリアにはさらに多くの民族を政治的統一に結びつける課題が存在する。…新たにつくられたドイツが新たにつくられたオーストリアとの密接な関係に入っていくなら、オーストリアは満足しなければならない。そのような永続的で国民的な同盟が結ばれなければならないであろう<sup>36)</sup>」。

こうした指摘にも、ランケの政治的見解の変化が確認できるであろう。1830年代のランケは、ウィー

---

30) A.a.O., S.603.

31) A.a.O., S.604 f.

32) A.a.O., S.605.

33) A.a.O., S.606.

34) A.a.O., S.607.

35) A.a.O., S.607 f.

36) A.a.O., S.609.

ン会議の結果成立したドイツ連邦を擁護していた。1832年の論稿「ドイツの分裂と統一について」において、ランケは確かに、ドイツ史のなかで絶えず統一への気運が見られることに触れつつも<sup>37)</sup>、政治的統一は非歴史的で現実的でないとして強調し、分裂の必然性を指摘していた。すなわち国家の多様性がドイツの本質に適っているとした。「君たちが相違を否定しようとするなら、生命を殺すことになることを警戒せよ<sup>38)</sup>」。諸邦からなる緩やかな国家組織としてのドイツ連邦をランケが支持する背景には、こうした考えがあったのである。「ランケは(ドイツの)和合(Einigkeit)は望んでいたが、統一(Einheit)は望んでいない<sup>39)</sup>」。モムゼンは巧みにこう表現している。ところが革命後のこの段階では、ランケはドイツ連邦擁護の立場を捨て、国王の側近グループとも距離を置くことになったのである。

1848年11月27日、クレムジールで再開されたオーストリア帝国議会で、首相シュヴァルツェンベルクの構想が発表された。そこには次のように記されている。

「諸民族の了解を受け、我々の責務ともいべき大事業は、(我らオーストリア)君主国の全土ならびに全種族を一つの大国家に統合すべき絆を確立することである。この立場は同時に内閣がドイツ問題で追求すべき道を示している。君主国の切断に偉大さがあるのではなく、君主国の弱体化にドイツの強化があるわけでもない。オーストリアが統一国家にとどまり続けることは、ドイツばかりでなくヨーロッパにとって必要である<sup>40)</sup>」。

国内に諸民族を抱える全オーストリア帝国を分割することは不可能であることを宣言し、ドイツ民族以外を排除してドイツ諸邦と統合する大ドイツ主義とは明確に袂を分かったのである。これにより、フランクフルト国民議会は明確に小ドイツ主義へ舵を切ることになった。さらにこれを受けて、1849年3月4日にはオーストリア憲法が欽定され、オーストリア帝国の全体が新たなドイツ国に包含されることが要求された。これによりフランクフルト国民議会の憲法は小ドイツ主義の立場で作成されることが決定的となった。そして3月27日に、国民議会はドイツ憲法を議決した。この点で、第5意見書のランケは、ドイツ帝国憲法の小ドイツ主義的立場に立ったといえるであろう。そして、プロイセンを中心とするドイツ統一によって生み出されるドイツ国と、そこから切り離されたオーストリアが密接な「同盟」を結ばなければならない、とされたのであった。

さてランケは、この意見書の「結論」で次のように述べる。

「国民議会は帝位を申し出た。しかしながら議会は革命の諸要素や断固たる急進主義と協定を結ぶことなしにそうするには至らなかった。その努力はすべて、決議において真実なものを捉え、誤りを拒否することに向けられていなければならない。真実なものとは国民の一層の一体化、自由と秩序という考

<sup>37)</sup> Ranke, Über die Trennung und die Einheit von Deutschland, in: *Historisch-politische Zeitschrift*, Bd.1, Hamburg 1832, S.340.『ランケ選集』第4巻(小林榮三郎訳)、三省堂、1943年、177 - 178頁。

<sup>38)</sup> A.a.O., S.362.邦訳、203 - 204頁。

<sup>39)</sup> Mommsen, a.a.O., S.89.

<sup>40)</sup> Das Programm von Kremsier dem österreichischen Reichstag vom Ministerium Schwarzenberg vorgetragen am 27. November 1848, in: E.R. Huber (Hrsg.), *Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte*, Bd.1, 3. Aufl., Stuttgart/Berlin/Köln/Mainz, 1978, S.360.

えにおけるあらゆる保守的要素の結合である。誤りとは、人民主権という理念の過大評価である。この理念は過去を否定し、未来を革命的専制政治によって脅かすのである。

人々の確信はふたたび、ひとつの方向へ向かいつつあるように思われる。すなわち、世界の順調な発展は君主制の機関と関連し、それに反して共和制は血の色を帯びて悠然と進みつつすべてを破滅で脅かしている。立憲制は両者の間を揺れ動いている。課題は、立憲制が暮らしを守る諸原則を保持し、破壊的な諸原則から永遠に離れるようよう決断することである<sup>41)</sup>。

1849年3月28日、フランクフルト国民議会はプロイセン国王フリードリヒ・ヴィルヘルム4世をドイツ皇帝に選出し、代表団がベルリンに赴き、プロイセン王に帝位の受け入れを求めた。しかし王は4月3日、諸邦君主全員の同意をえなければドイツ皇帝位を受諾できないと明言した。その際の返答で王は述べた。

「ドイツ国民議会は、ドイツの統一と力の創設が肝要であるこのときに、いずれの者にもまさせて余に期待してくれた。余は国民議会が寄せてくれる信頼に敬意を表し、諸君はそのことへの余の感謝を国民議会に伝えてほしい。共通の祖国ドイツにたいする余の献身、余の忠実、余の愛情をその確信の根拠とする人々は間違っではいなかった。このことを身をもって示す覚悟がある。

しかし諸君。余は諸君の信頼を正当とは認めないであろう。余はドイツの人民の意向には応じないであろうし、ドイツ統一を打ち立てないであろう。余がそうしようとしたなら、神聖な諸権利や余のかつての明確で荘重な確約を傷つけ、ドイツの国王たち、諸君主、自由都市の自由な同意を得ずに、決断を下すことになるであろう。その決断は、諸君侯や都市および彼らによって統治を受けるドイツの種族にたいし、この上なく決定的な結果をもたらすに違いないのである<sup>42)</sup>。

諸君主、諸都市の同意に基づくものではなく、革命議会から申し出られた帝冠は受け入れられないとするこのような返答の言葉は、ランケの意見書が直接に影響を与えたかどうかは別として、ランケの見解との類似性が認められるのである。

いずれにせよフリードリヒ・ヴィルヘルム4世は、4月28日には最終的に帝位を拒否したのである。こうして、ドイツ国憲法は実施されることなく終わり、6月にシュトゥットガルトに移転した国民議会も解散させられたのである。

## VI ラードヴィッツの「連合」政策

フリードリヒ・ヴィルヘルム4世は、フランクフルト国民議会から皇帝に選出され、帝冠を申し出られたにもかかわらず、それを拒否した。しかし、帝冠拒否の理由の言葉に見られるように、帝位自体に

<sup>41)</sup> Denkschrift, S.610.

<sup>42)</sup> Erwiderng König Friedrich Wilhelm IV. an die Deputation der deutschen Nationalversammlung, in: E.R. Huber (Hrsg.), *Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte*, Bd.1, 3. Aufl., 1978, S.405.

はなお関心を寄せていた<sup>43)</sup>。すなわち、ドイツの諸君主、諸都市の同意のもとでプロイセン中心のドイツ統一をめざしたのである。これ以後1年半余りこうした方向で大きな役割を担うのがラードヴィッツであり、その「連合政策」であった。この時期は、簡潔に次のように表現される。「フリードリヒ・ヴィルヘルム4世は、フランクフルトのドイツ国民議会が採択したドイツ憲法にもとづく帝冠の受諾を拒否したのち、ラードヴィッツが指揮するもとで、オーストリア以外のドイツ諸侯との同盟によってプロイセン中心の連邦国家を建設しようとする、いわゆるユニオン政策を推進したが、オーストリアばかりでなくロシアの強い抵抗に遭い、1850年11月にオルミュッツ協定を結んでユニオン政策を放棄し、翌年にドイツ連邦が正式に復活した<sup>44)</sup>」。

1849年4月、ラードヴィッツは国王の政治顧問となり、同年5月26日には、外相としてプロイセン、ハノーファー、ザクセンの間に三王同盟を結び、連合政策を進めた。この政策に真っ向から反対し、オーストリアの優勢の回復を目指したのが、オーストリアの首相シュヴァルツェンベルク (Felix Fürst zu Schwarzenberg 1800-52) であった。連合政策をめぐる紛争と危機が続くなかで、1850年9月、第6意見書が執筆された。今やプロイセンとオーストリアの関係がランケの中心的な関心事となっていた。

ランケによれば、1848年の革命によって倒されるか、根底までぐらつかされたのは5つの大国ないし国家グループであった。フランス、イタリア諸国、ドイツ連邦国家、オーストリア、プロイセンである。1850年のそれらの国々の状況には再び共通なものがある。すなわち、公的秩序がすべてにおいて回復されたのである。公的秩序を立て直すためにまず断固として立ち上がったことは、オーストリアの名誉となる。しかし決して忘れてはならないのは、オーストリアがその目的を外国の援助なしには達成しえないことである、とランケは指摘する。ハンガリー戦争はロシアの助力によってのみ戦い抜かれた。オーストリアは大げさな言葉でかつての雄大な世界的地位を要求する。しかしオーストリアはもはや全く自主独立ではないことを知っている<sup>45)</sup>。

これにたいしプロイセンはまったく異なる、とランケは主張する。ここでは、公的秩序の確立は一般に平和的な方法で生じた。王朝やその平穏な態度はすべてのものを結び合わせた。国王にとって首都を大砲で正気に立ち返らせる必要はなかった。この意味でプロイセン憲法も実現した。この憲法は確かに革命的な出発点を思い起こさせるいくつかのことを含んでいるが、しかし君主制や軍事国家の諸原理はその中で維持された。一つの問題だけが未解決のままである。ランケによればドイツ問題がそれである<sup>46)</sup>。

ここでランケがドイツ連邦にたいして否定的になっていることが注目される。ウィーン会議の結果成立したドイツ連邦が自由と統一に反対する立場をとっていたことは知られているが、そのドイツ連邦の

43) ランケは指摘する。「1000年に及ぶドイツ人の帝冠を戴くことは国王の至高の名誉欲であったであろう。しかし、合法的で伝統的な手段でそれを得ることも彼の名誉欲であった」。 (Ranke, *Aus dem Briefwechsel Friedrich Wilhelms IV. mit Bunsen*, Leipzig 1873, S.236.)

44) 大内宏一『ビスマルク。ドイツ帝国の建国者』山川出版社、2013年、15頁。

45) A.a.O., S.611 f.

46) A.a.O., S.612.

現状についてランケは記す。「ドイツ連邦は打ち砕かれていた。小諸邦は独力で革命運動に打ち勝つことはできなかった。幸運にもプロイセンがすでに危険にさらされた諸邦のために軍事力をもって救援に駆けつけることができた<sup>47)</sup>」。

さらに指摘は続く。「ドイツ連邦の目的は連邦内外の安全の維持である。連邦国家の目的はこのことをおいて他にはない。まさにドイツ連邦がこの使命を果たすことができなかったので、プロイセンの庇護のもとより緊密な結びつきが必要となった<sup>48)</sup>」。「連邦をあっさりとは復旧したり、あるいはあまり掘り下げたものではないが若干の修正を施すだけで復旧しようとするなら、古き弊害を繰り返す、すでに経験した災難にふたたび身をさらすであろう。連邦の欠陥をもつ体制と連邦が蒙った不評は、1848年の革命の最も身近な原因の一つである。確固としたものを実現させようと思うなら、これらの欠陥は是非とも取り除かれなければならない。特に投票権の割合と権力の割合とがよりよい一致にもたらされねばならない。とりわけこれはプロイセンにとって必須である<sup>49)</sup>」。

こうしたドイツ連邦批判は、第8意見書(1851年1月)ではさらに深められる。

「われわれがドイツの状況を考察する際に、保守派の立場からも、連邦体制の解消を不幸や不当とみなし、連邦体制の復旧を平穏な将来の保証とみなすことは、誤りであろう。この体制がライン連邦の模範に倣って急遽成立し、それ自体のなかできわめて大きな欠陥に苦しんだことは広く知られた事実である<sup>50)</sup>」。

さて第6意見書で、強力な軍事力を持つプロイセンの力が一方で、たとえ弱められた形ではあれ、革命の要素に接近したことによって、世界的な地位を築くことにもなったと、ランケが指摘していることにも留意したい。

プロイセンは財政的に軍事的に、およそ国内において賞賛に値する強い立場に立っている。しかしヨーロッパやドイツにおいてプロイセンは孤立し世論からさえ見放されている、とランケは憂慮する。

注目されることは、ランケがここで連合政策を支持していることである。ランケは記す。1849年におこったはずのこと(連合政策の第一歩としての三王同盟)をなしうるしなさねばならない。同盟が瓦礫のなかでなお存在している限り、同盟を再びまとめ、堅固にし発展させなければならない<sup>51)</sup>。

さて、1850年11月、オーストリア・プロイセン紛争は、ヘッセン選帝侯国において、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン問題で緊迫した。戦争が迫っているように思われた。その戦争はドイツ諸国に限定され続けるようには見えなかった。このような状況で、ベルリン政府は譲歩した。プロイセン首相オットー・フォン・マントイフェルは、シュヴァルツェンベルクと危機の解決に関して協議するためオルミュッツへ旅立った。その結果が1850年の「オルミュッツ協定」であった。この協定においてプロイセンは連合を放棄し、ヘッセン選帝侯国からの撤退とシュレスヴィヒ・ホルシュタインの放棄の用意が

47) A.a.O.

48) A.a.O., S.615.

49) A.a.O., S.618.

50) A.a.O., S.617 f.

51) A.a.O., S.614.

あることを表明した。エトヴィーン・フォン・マントイフェルは従兄弟のオットーと共にオルミュッツに赴いた。彼はその手荷物のなかに、新たなランケの意見書を携えていた<sup>52)</sup>。第7意見書である。

連合政策がもたらした危機のなかで、ランケはプロイセンの後退、オーストリアへの譲歩を考えていなかった。意見書にはプロイセンとオーストリアの妥協が示されていた。妥協の中心には明らかに連合政策の維持があった。プロイセンを二つの部分に分離するヘッセンとハノーファーは割譲されるべきである。その際ハノーファーは補償されなければならないし、オーストリアは同意すべきである。連合は今日存続している範囲で、少なくとも北ドイツに保持されることが前提とされる。プロイセン国王は連合の元首として、国法的に承認された地位を獲得しなければならない<sup>53)</sup>。このことは、ドイツにおける勢力範囲の分割になったはずである。すなわち、北部におけるプロイセンの優勢、南部におけるオーストリアの優勢である<sup>54)</sup>。

このような助言はオルミュッツで生かされなかったばかりでなく、連合政策そのものが否定されたのであった。1851年12月末に開会されたドレスデン会議で、革命によって中断されたドイツ連邦が復活することになった。

ランケは、第8意見書で記す。「今やオルミュッツ議定書によって、プロイセンがオーストリアに接近するという大きな一歩が生じた。接近の成果は次のことにある。すなわち、プロイセンにとって、政治的優位を約束した純粋に国民的な要求の地盤をさしあたり離れ、自然の地位の実現を断念し、進んでオーストリアとの古い関係とそのいくつかの非ドイツ的あるいは半ドイツ的地域のドイツとのつながりとを承認した。それにたいしてオーストリアもプロイセンの自然な要求を尊重することを認めた<sup>55)</sup>」。一方つぎのようにも記している。「あらゆる自由主義的な理念、連合や帝位を別としても、実際の権力の地盤で、プロイセンはドイツの大きな国家連合の中心に位置づけられる。他の国々はその衛星国として姿を現すであろう<sup>56)</sup>」。

オルミュッツ協定によってプロイセンの連合政策は放棄され、プロイセンの優位は抑制された。1851年にはドイツ連邦が復活し、プロイセンとオーストリアの競合と対決が時代を特徴づけることになる。第8意見書は、プロイセン主導の統一がランケの視野に入っていたことを示すのではないだろうか。

## Ⅶ おわりに

19世紀ドイツの重要な政治的課題は、自由と統一であった。それはまさに1848/49年の革命のなかで激しく論議された事柄であった。1848年3月、ベルリンにも及んだ革命にプロイセン国王フリード

---

52) Conze, a.a.O., S.35.

53) Denkschrift, S.616 f.

54) Conze, a.a.O., S.35. コンツェはこのようなランケの提案はオルミュッツの協議では完全にありえなかったと指摘する。

55) Denkschrift, S.620.

56) A.a.O., S.619.

リヒ・ウィルヘルム4世は衝撃を受け、譲歩を余儀なくされた。そのようななかで王は、マントイフェルを介して敬愛するベルリン大学教授のランケに助言を求めたのである。

穏健な君主主義者であったランケは、自ら革命の波に動揺しつつも2年半余りにわたって8通の意見書を提出する。革命と反革命が交錯するなか、ランケ自身の政治的見解が変化していく。まず何よりも、革命を機に立憲制を時代の要請として受容することになる。憲法に関してはその必要を承認しつつ、同時にそこに人民主権の要素が入り込むことを警戒する。フランクフルト国民議会が申し出た帝冠に関しては、それが革命議会からではなく、君主たちの同意によるという保守的なものであればこれに賛同する用意があった。

注目されるのは、ランケはこれまでドイツ連邦を擁護してきたが、その限界を認識し、連合政策に接近していくことである。オルミュッツの協約の結果、プロイセンの連合政策は放棄されるが、その後のオーストリア・プロイセンの対立時代の幕開けの時点で、ランケはプロイセン主導の統一を念頭に置くことになった。

時代のうねりのなかで、ランケが立憲制を時代の必然性として受け止め、ドイツ統一問題にも一層自覚的になっていった経過は、時代の流れを映し出す示唆的な一断面と言ってよいであろう。